

代理人によるマイナンバーカードの受領について

代理人（委任状）による受取りは、マイナンバーカードの交付等に関する事務処理要領（以下「要領」という。）に基づき、次の1～13のやむを得ない理由により来庁することが難しい場合に限られます。

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| 1 未就学児 | 8 長期入院者・施設入所者 |
| 2 小学生 | 9 要介護・要支援認定者 |
| 3 中学生 | 10 妊婦 |
| 4 高校生・高専生 | 11 成年被後見人・被保佐人・被補助人及び任意被後見人 |
| 5 65歳以上の高齢者 | 12 海外留学している者 |
| 6 病气 | 13 長期（国内外）出張者・長期に航行する船員など |
| 7 障がいのある者 | |

※仕事や学業が忙しく本人が来庁できないという理由は、やむを得ない理由とは認められておりません。

(注意) 申請者本人及び代理人の顔写真付きの本人確認書類（施設長又は病院長、法定代理人、ケアプランを作成したケアマネージャー及びその所属する指定居宅介護支援事業者等による顔写真証明書も可）をお持ちいただけない場合など、国の要領で規定する以下の要件が満たされないときには代理人による受領はできません。

【代理人による受領の際に持参していただく書類】

1	本人のマイナンバーカード交付・電子証明書発行通知書（はがき 又は 通知） （「本人の住所・氏名」と暗証番号を本人が記入し、暗証番号は折り込んで糊付けするなど見えなくしたもの）
2	本人の通知カード （所持している人のみ）
3	本人の住民基本台帳カード （所持している人のみ）
4	本人のマイナンバーカード （再交付申請者のみ）
5	本人の本人確認書類 （裏面「本人確認書類」の中から次のア、イ又はウ） ア <input type="text" value="Aを2点"/> イ <input type="text" value="AとBを1点ずつ"/> ウ <input type="text" value="Bうち写真付きの書類が1点、その他にBが2点"/> ※現在のお顔を確認できる写真付き本人確認書類が、少なくとも1点以上必要となります。
6	代理人の本人確認書類 （裏面「本人確認書類」の中から次のア又はイ） ア <input type="text" value="Aを2点"/> イ <input type="text" value="AとBを1点ずつ"/>
7	代理権の確認書類 ・委任状（1の委任欄に「代理人の住所・氏名」を申請者本人が記入したもの） ・保佐人又は補助人に係る登記事項証明書の代理行為目録 その他、15歳未満の子の親権者等及び成年後見人に係る代理権確認書類については市民登録課マイナンバーカード係（019-613-7935）までお問合せ下さい。
8	本人が来庁することが困難であることを証する書類 （例）年齢が確認できる書類（中学生、小学生、未就学児、高齢者の場合）、代理権の確認できる書類（成年後見人等の場合）、入院診療計画書、病院の領収書、診断書、診療明細書、受診券又は母子健康手帳（妊婦の場合）、身体障害者手帳、介護保険被保険者証等（有効期間内の要介護度が記載されたもの）、ケアマネージャー及びその所属する事業者の長が作成する顔写真証明書、学生証又は在学証明書、施設入所を証明する書類、長期出張の事実を証明する勤務先の書類、海外へ留学している事実を証明する書類（①査証の写し ②留学先の学生証の写し ③入学許可証及び旅券上の証印等の海外へ渡航した事実を証明する書類を組み合わせたものの写し）

○本人確認書類(原本)

※原則有効期限の定めのあるものは、有効期限内のものに限る。

A

- 運転免許証
- 住民基本台帳カード(顔写真付きのもの)
- マイナンバーカード(顔写真付きのもの)
- (有効期間満了の日から6月以内のマイナンバーカードでも本人確認書類として使用できます)
- 運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)
- 旅券
- 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 療育手帳
- 在留カード(顔写真付きのもの)
- 特別永住者証明書(顔写真付きのもの)
- 一時庇護許可証
- 仮滞在許可証

B(2点必要なもの)

※「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載されたもの

- マイナンバーカード(顔写真の無いもの)
- (有効期間満了の日から6月以内のマイナンバーカードでも本人確認書類として使用できます)
- 在留カード(顔写真の無いもの)
- 特別永住者証明書(顔写真の無いもの)
- 資格確認書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険日雇特例被保険者手帳
- 住民名義の預金通帳
- 出生届出済証明書
- 母子健康手帳(出生届出済証明に記載された子の本人確認に限る)
- 生活保護受給者証
- 負担割合証
- 限度額適用認定証
- 医療費受給者証
- 各種年金証書
- 年金手帳又は基礎年金番号通知書(年金額改定通知書及び年金振込通知書でも可)
- 恩給証書
- 児童扶養手当証書
- 国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書
- 民間企業の社員証
- 学生証
- 在学証明書
- 学校名が記載された各種書類
- 官公署がその職員に対して発行した身分証明書
- 出稼ぎ労働者手帳
- 地方公共団体が交付する敬老手帳
- Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類
- 顔写真証明書
- 海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、学資保険証書